

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 34 号
件 名	労働者派遣法の早期抜本改正を求める意見書の提出について
要 旨	<p>冷酷，非情な派遣切りや雇用破壊に，国民の怒りが広がっています。弱肉強食の構造改革路線のもとで労働法制の規制緩和が続き，雇用責任があいまいにされてきたことが，今日の深刻な雇用情勢を招いた原因です。雇用破壊の元凶となっているのが労働者派遣法であり，その抜本改正は政治に突きつけられた緊急課題です。</p> <p>まじめに働く人々が突然首を切られ，住まいさえ奪われたり，生活保護さえ下回る低賃金にあえいでいる日本社会の異常な状況は，今すぐ変えなければなりません。総選挙後の新しい国会では，派遣労働者と国民の切実な願いを受けとめ，労働者派遣法の抜本改正を早急に実現すべきです。人間らしい労働と生活を保障するルールをつくり，「貧困と格差」を解消していくために，派遣労働は臨時・一時的な業務に限り，常用雇用の代替にしてはならないという原則に立ち戻って，製造業への労働者派遣の禁止や派遣先企業の雇用責任強化など，雇用破壊に歯どめをかける実効ある改正が求められています。</p> <p>以上の趣旨から貴議会において下記の事項を内容とした意見書を国に提出するよう陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 深刻な雇用破壊，派遣切りとワーキングプアを生み出した労働者派遣法を早期に抜本改正すること。</p> <p>1 労働者派遣法の改正に際しては，「常用雇用の代替にしてはならない」という原則に立ち戻ること。</p>
付 託 年月日 委員会	平成22年 2月18日 文教経済常任委員会
受 理	平成22年 2月15日 第 6 0 4 号